**指定更新申請の手続きについて**

資料２

事業者が指定基準等を遵守し、適切な介護サービスを提供しているかを定期的に確認するための仕組みとして、介護保険では事業者の指定に６年間の有効期間を設けています。

-

つまり、介護保険事業者は６年ごとに事業者指定の更新を受ける必要があります。

指定更新申請をせずに指定有効期間満了日を経過した場合、事業者は指定の効力を失い介

護保険サービスの提供ができなくなります（指定の失効）ので、ご注意ください。

また、地域密着型の事業所で他市町村の利用者を受け入れている事業所はその当該市町村からみなし指定を受けています。当該市町村へもして更新申請の手続きを行ってください。

更新申請に係る必要書類（例　地域密着型通所介護事業所）

・更新申請書

・付表9-1

・定款

・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表【参考様式１】

・管理者の経歴【参考様式２】

・生活相談員の経歴【参考様式２－１】

・事業所の平面図【参考様式３】

・設備・備品等に係る一覧表【参考様式５】

・利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要【参考様式７】

・サービス提供実施単位一覧【参考様式８】

・法第７８条の２第４項各号に該当しないことを誓約する書面【参考様式９－１】

・役員の氏名等【参考様式９－３】

・運営推進会議の構成員【参考様式１１】

・指定申請に係る添付書類一覧【別添９】

・運営規定

・重要事項説明書

・損害賠償保険証等の写し

・防災関係、衛生関係マニュアル等

・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

・介護給付費算定に係る体制等状況一覧